

鳥取労働局長登録教習機関：登録番号第53号

登録有効期限満了日 令和11年3月30日

建災防鳥発第17号

令和7年8月7日

各位

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長

(公印省略)

令和7年度不整地運搬車運転技能講習の開催について

最大積載量1t以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行する運転を除く）は運転技能講習を修了した者でなければ、運転業務に従事できないことになっております。

当支部では、この運転技能講習を下記要領により開催しますので、資格取得希望者は多数ご受講ください。

記

1. 受講対象者 満18歳以上の者で下記のいずれかの資格を有する者

一部免除者

- ①建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する1級の建設機械施工技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械施工法を選択しなかった者。建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する2級の技術検定で昭和48年建設省公示第860号に定められた第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者。
- ②道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許を有する者。
- ③道路交通法の大型自動車免許又は中型自動車免許又は普通自動車免許（第一種、第二種含む）又は準中型自動車免許を有し、かつ別記（※）の該当する特別教育を修了し運転業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者。
- ④車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者。（特例技能講習の修了者を含む）別記（※）（上記③に該当する者）

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 機体重量が3トン未満の車両系建設機械（解体用）の運転の業務2. 機体重量が3トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務3. 最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 開催日時及び場所

(学科) 令和7年10月7日(火) 8:55～

倉吉市東巖城町12 「中部建設会館」

(実技) 令和7年10月9日(木)～10日(金)のうち1日 8:55～
東伯郡湯梨浜町「天神川河川敷」

~~※実技日の希望がある方は申込締切日までにご連絡ください。~~

9日は満席のため、10日のみです

3. 定員 40名

4. 受講料他 ※建災防鳥取県支部会員の方にはテキスト代を助成します。

区分	受講料(税込)	テキスト代	合計
会員	30,250円	—	30,250円
会員外	30,250円	2,035円	32,285円

※締切後のキャンセルは返金いたしません。

5. 講習科目

(学科) 8:55～18:20

- ・オリエンテーション 5分
 - ・荷の運搬に関する知識 4時間
 - ・関係法令 1時間
 - ・運転に必要な力学に関する知識 2時間
 - ・修了試験 1時間
- (途中昼休憩 50分)

(実技) 8:55～15:00

- ・オリエンテーション 5分
 - ・荷の運搬 4時間
 - ・修了試験 1時間
- (途中昼休憩 1時間)

※講習を遅刻又は早退し時間数不足の場合は、講習を修了したことはありません。

6. 申込締切日 令和7年9月19日(金)

7. 修了証の交付 修了試験の合格者には後日修了証を交付します。

8. その他

この講習は人材開発支援助成金(建設業労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給対象講習です。詳細等は、お近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

講習会申込要領

1. 申請書に下記の添付書類を同封してください。

①本人確認の書類の写し

氏名・生年月日が確認できる公的書類
(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証)

②写真(3.0cm×2.4cm)2枚

同じもの2枚のうち1枚を申請書に糊付け、1枚(裏面に氏名を記入)を申請書にクリップ等で添付してください。印刷は写真専用紙に印刷してください。
(コピー用紙に印刷してあるもの、顔の大きさの違うもの、頭、あごがきれているものは受付できません)

③受講資格を証する書類の写し

資格原本を確認しますので講習当日持参してください。

④受講票は原則として受講生の現住所宛送付いたしますが、事業所に送付希望の場合は宛先明記の返信用封筒を1枚添付して下さい。(切手不要)

⑤旧姓及び通称の併記を希望する場合は申込書に記入し、以下の書類を提出してください。

(修了証には氏名と併せて括弧書きで表示します)

- ・旧姓 戸籍謄本(原本)のほか、旧姓を併記した住民票(原本)又は運転免許証の写し
- ・通称 住民票(原本)又はそれに類する証明書

2. 申込書送付先

〒680-0022 鳥取市西町2丁目310
建設業労働災害防止協会鳥取県支部
Tel 0857-24-2281 Fax 0857-24-2283

3. 受講料振込先

申請書受付後、請求書を郵送しますので、期日までに指定口座に振り込んで下さい。

山陰合同銀行鳥取県庁支店 普通預金 2111784

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

※申込締切後の取消、欠席の場合受講料は返金いたしません。

受講申請書記入上の注意

- 1、申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。(略字不可 崎、高など)
- 2、記入した内容の訂正は二重線で消したうえで余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープ等は使用しないでください。
- 3、受講資格に関する事項の証明は代表者印の押印をお願いします。訂正は事業主証明に使用した代表者印で訂正してください。
- 4、申込日を必ず記入してください。証明年月日の基準となります。
- 5、経験年数は満18歳未満の経験は無効です。**経験年数の始期は資格取得の翌月から、終期は申込月の前月末**までを記入してください。

添 付 書 類

受講資格を証明する修了証・運転免許証等の写しを添付